

職務内容書

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

○軽自動車検査協会 理事長

- ・当協会は、道路運送車両法等関係法令に基づき、軽自動車の安全性を確保し、及び軽自動車による公害の防止その他の環境の保全を図るため軽自動車の検査事務等の業務を実施しています。
- ・公募する理事長は、国に代わって軽自動車の検査事務等を行う法人の長として、当協会を代表して関係機関と連絡調整を図りながら、当協会の業務の適正な実施と経営の安定を図るという観点からその業務を総理することが求められます。そのため、当該業務を的確に遂行できる十分な管理・運営能力を有し、人格高潔で、広範・専門的な知識及び適切な判断能力等を兼ね備えた者を求めています。

1. 軽自動車検査協会の概要

(1) 業務概要（令和6年10月1日現在）

当協会は、昭和47年に認可法人として設立され、昭和62年に特別民間法人化された法人であり、道路運送車両法等関係法令に基づき、軽自動車の検査事務等の業務を実施している。主な業務内容は次のとおり。

- ①軽自動車の検査
- ②検査対象軽自動車に係る自動車重量税の納付の確認及び税額の認定
- ③検査対象軽自動車に係る軽自動車税種別割の納付の確認
- ④検査対象軽自動車に係る自動車損害賠償責任保険（共済）の契約の締結の確認
- ⑤上記①～④の業務に附帯する業務
- ⑥当協会の目的を達成するために必要な業務

(2) 組織

○本部：4部1室13課

- ・総務部（総務課、人事課、人材育成課）
- ・経営企画部（企画課、調査対策課）
経営管理室（経営管理課、会計課）
- ・検査部（検査企画課、指導課、技術課、施設課）
- ・情報システム部（情報管理課、システム企画課）

○地方機関：全国9主管事務所、44事務所、32支所、4分室

(3) 人員 役員：7名（常勤） ※他に、非常勤理事4名

職員：778名

(4) 事業規模：約245億円（令和6年度予算）

2. 公募対象ポスト

理事長（任期：令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間）

3. 職務内容

理事長は、協会を代表して協会全体の業務を総理し、役職員（約785名）を指揮監督する。

4. 必要な資格・経験等

- ・原則として、任期満了時点で65歳未満であること。
※ただし、任期満了時点で70歳未満の者についても応募可とする。
- ・協会を経営していくことについて、強い意欲が認められること。
- ・中立性・公平性を担保して業務を遂行するため、在任中は周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができるなど、人格高潔であり、高い倫理観を有すること。
- ・自立した協会経営の下に行政事務の代行を果たす協会の特別な役割と特別民間法人としての法人形態を十分認識した上で、業務の適正な実施と経営の安定を図る観点から当協会の組織と事業運営を統括する役割を担うため、これに見合う広範・専門的な知識及び適切な判断能力等を兼ね備えていること。特に、当協会が行う軽自動車の検査業務についての専門的知識及び自動車関係の法令に精通していること。
- ・自動車関連分野における安全や環境等の課題に関しても高度でバランスのとれた見識を有すること。
- ・国、独立行政法人、地方公共団体、大学、民間企業などの相当規模の組織の管理経験を有し、当協会組織を管理・運営するための十分な能力を有していること。
- ・国、独立行政法人、地方公共団体、大学、民間企業等の関係する組織との間における円滑な渉外交渉や調整業務のできる十分な能力を有していること。

5. 勤務条件

- ①勤務形態：常勤
- ②勤務地：軽自動車検査協会本部（東京都新宿区西新宿3-2-11）
- ③勤務時間：役員であることから勤務時間、休暇の定めなし
- ④給与：年収約1,900万円（税込み）
※令和5年実績
- ⑤福利厚生：健康保険、厚生年金、健康診断（年1回）
- ⑥危機管理等：地震等の災害発生時など、業務上、特別に必要な場合には時間を問わず勤務に就く

6. 欠格条項等

以下に該当する者は理事長となることができません。

・道路運送車両法第76条の18及び第76条の21に該当する者

(役員欠格条項)

第76条の18 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

- (1) 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）
- (2) 自動車若しくは自動車の部品の製造、改造、整備、販売、引取り、解体若しくは破碎の事業を営む者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）
- (3) 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

(役員兼職禁止)

第76条の21 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、国土交通大臣の承認を受けたときは、この限りでない。